五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆八百八十三億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千八百十六億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆八百九十四億九千三百二万四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千八百十七億三百七十九万五千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十八年二月二十二日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭五厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭七厘二毛
十二　償還期限　平成二十八年五月二十三日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十八年二月二十二日

○財務省告示第七十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百九十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆三百九十二億四千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百七億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆千四百三億四千百三十四万二千五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百八億三百九十二万六千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十八年二月二十九日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭五厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭六厘六毛
十二　償還期限　平成二十八年五月三十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十八年二月二十九日

○農林水産省告示第七百三十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十日

農林水産大臣　森山　裕

表アガパンサスの項を次のように改める。

アガパンサス	落葉・常緑の別、葉の細密、一芽当たりの葉数、葉の長さ、葉の幅、葉の外曲、葉の斑の有無、葉の斑（ふ）の消失、葉の表面の緑色（斑を除く。）、葉の表面の斑の色、葉の基部のアントシアニン着色の有無、葉の基部のアントシアニンの着色の有無、葉の表面の斑の色、葉の基部のアントシアニン着色の有無、葉の基部のアントシアニンの着色